

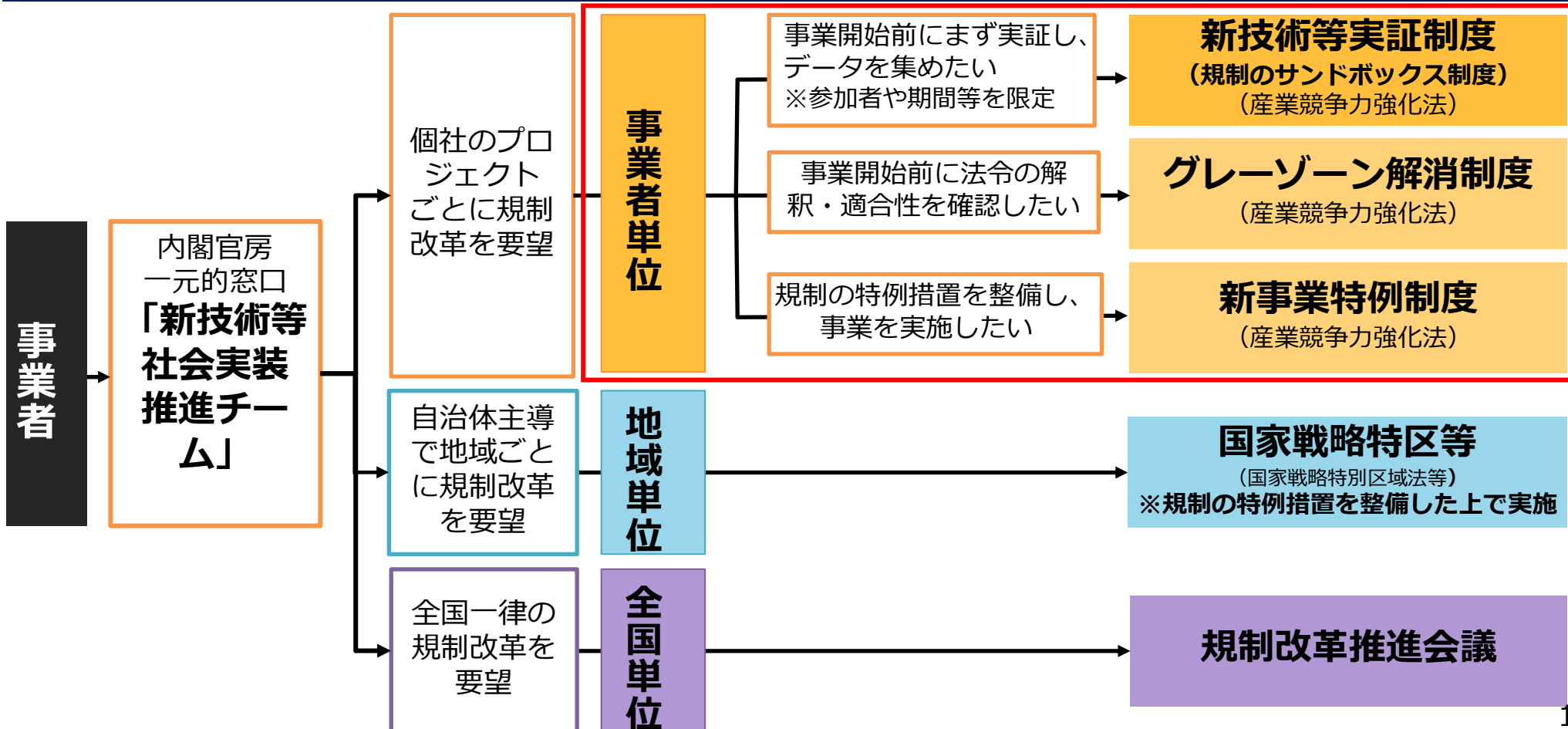
スタートアップにおける 規制に関する課題と対応

2024年4月
経済産業省

「三層構造」の規制改革の推進体制

- 規制改革は、民需主導の持続的な経済成長の実現に向けた重要な政策課題。
- 規制改革推進会議等での検討を通じた「全国単位」の改革、国家戦略特区など特区制度による「地域単位」の改革に加えて、「規制のサンドボックス制度」「新事業特例制度」「グレーゾーン解消制度」による「事業者単位」の改革といった、三層構造の仕組みを活用し、規制改革を推進。

各規制改革のスキームの関係



(参考) スタートアップが規制改革・新市場創出を実現した事例： 電動キックボード

- 電動キックボードは、「原動機付自転車」(道路運送車両法、道路交通法)に該当。
①30km/h以下 ②車道のみ走行可 ③ヘルメットの着用義務あり ④要運転免許 等
⇒ これらに適合しない車両の利用は、法令に違反。

サンドボックス実証

- 規制のサンドボックス制度の認定を受けて、大学構内の一部を非公道と整理して、実際に電動キックボードを走らせる実証を実施【2019年12月～2020年4月】

規制の特例措置創設

- 実証終了後「新事業特例制度」を活用して**新たな規制の特例措置を創設。**

特例第1弾(2020年9月～)

- ・最高時速20km以下に制限
- ・普通自転車専用通行帯走行可

特例第2弾(2021年4月～)

- ・最高時速15km以下に制限
- ・普通自転車専用通行帯、自転車道走行可
- ・ヘルメット着用は任意 等



- 電動キックボードのシェアリングサービスを提供する9事業者が、規制の特例措置の適用を受けて公道で事業実施。【2020年10月～】

道路交通法改正 (2022年4月)

- 道交法改正により、「特定小型電動機付自転車」という新区分創設。【2023年7月1日施行】



- ・**運転免許不要(16歳未満の運転は禁止)**
- ・**最高速度20km/hに制限されている電動キックボードは、自転車レーン走行可**
- ・**ヘルメット着用は努力義務**

スタートアップの新市場創出のためのタスクフォースの創設（2022年4月26日）

- 新市場の創出においてスタートアップは重要な担い手。新たな事業に挑戦するスタートアップにとって、既存の規制への対応は重要な課題。しかし、事業者単位で規制を乗り越えるための支援制度があっても、経営資源に限りがあるスタートアップにとってはハードルが高く、活用に至らないことも多かった。
- こうした状況を踏まえ、自ら規制改革に取り組むスタートアップの新市場創出を法律面から支援するためのタスクフォースを創設。規制に係る関係法令の特定を行い、各種支援制度の活用を支援。

【スタートアップ新市場創出タスクフォース】（第一線の専門の弁護士が支援）

- スタートアップ支援を専門とする中堅・若手弁護士を経済産業省がタスクフォースメンバーとして任命。
- スタートアップから新規事業に関する相談を受け、障害となる規制法令を特定し、法律上の論点整理を行い、「企業単位の支援制度※」の活用につなげる。
 - ※ 規制のサンドボックス制度・グレーゾーン解消制度・新事業特例制度
- 定期的に案件レビューを行い、その蓄積を通じて 規制改革提案につなげる。



連携

【サポートコミュニティ】 （幅広い有志による支援ネットワーク）

- スタートアップによる新市場創出のための規制改革や新しいルール作りを志向するオープンなコミュニティを形成。
- 交流イベント、調査事業、インターンシップ等人材育成事業、メディア発信。
- 今後必要となる規制改革項目や経済社会効果を検討、要望、発信。

「スタートアップ新市場創出タスクフォース」 構成員

顧問	武井 一浩	西村あさひ法律事務所	弁護士
顧問	増島 雅和	森・濱田松本法律事務所	弁護士
	雨宮 美季	AZX総合法律事務所	弁護士
	稲垣 弘則	西村あさひ法律事務所	弁護士
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	弁護士
	金山 藍子	三浦法律事務所	弁護士
	河合 健	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	弁護士
	官澤 康平	法律事務所ZeLo・外国法共同事業	弁護士
	坂下 大貴	光和総合法律事務所	弁護士
	殿村 桂司	長島・大野・常松法律事務所	弁護士
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所	弁護士
	毛阪 大佑	一般社団法人Legal Initiative for Startups	弁護士



スタートアップの相談の流れ

【事業所管省庁との相談】

【規制所管省庁との調整】

【事業化】

規制・制度の特定ができていない/不十分なスタートアップの場合

スタートアップ新市場創出タスクフォース

- ・新事業活動の内容把握、規制に係る関係法令の特定
- ・業法抵触リスク等や利用可能な規制改革ツールを提案

規制改革に向けた法令等が特定できているスタートアップの場合

- グレーゾーン解消制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- 新事業特例制度 → 事業所管省庁(経済産業省等)
- 規制のサンドボックス制度
→内閣官房の一元的窓口「**新技術等社会実装推進チーム**」

地域単位や全国単位の規制改正要望を持つスタートアップの場合

- 国家戦略特区等
- 規制改革推進会議

規制改革と関連しないリーガル面の課題を有するスタートアップ

取引先や出資先との法的な調整、社内における法的な調整等

経済産業省

制度の説明や、内容の確認など、申請書作成のためのサポート。

担当が、省内原課及び省内弁護士と連携しつつ、個別案件に伴走支援。

経済産業省/ 規制所管省庁

サンドボックス実証計画の認定、グレーゾーンの照会に関する回答、規制の特例措置の要望に対する回答・規制の特例措置の適用を受けるための計画認定に向けた調整。

内閣府地方創生推進事務局、
内閣府規制改革推進室

中小企業基盤整備機構

スタートアップ挑戦支援事業
個別相談対応を実施

規制の
明確化や
規制見直し
による事業
化を通じた
新市場の
創出

(参考) 規制改革ツールの活用に関するガイダンス

- 規制対応や規制改革に参画するためのツールは各省庁に点在しており、どのツールをどのように活用したらよいのか分かりづらい状況。
- そこで、スタートアップ向けに支援ツールを分かりやすく解説・整理したガイダンスを作成。これにより、早期に規制を確認・対応し、円滑に事業展開することを促進する。
- 他省庁所管制度（規制改革推進会議、国家戦略特区）や地方自治体の取組についても紹介。



規制とは何か、どう向き合うか

規制対応・規制改革参画ツールの紹介

- 行政では、規制改革を通じた新事業創出や生産性の向上等を目的とし、企業の規制対応・規制改革への参画をサポートする公的なツールを用意しています。

規制の特定 / 規制の理解・確認		
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制に関する一時的な問い合わせ ・ 法的観点の整理 ・ 規制対応・規制改革参画ツールの紹介等 	スタートアップ新市場創出タスクフォース P.13
		内閣官房一元窓口 (新技術等社会実装推進チーム) P.14
		各省庁への問い合わせ窓口 P.15
公式照会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が規制に抵触するかどうかを確認し、公表される回答を得る 	グリーン解禁制度 P.16 ノーアクションレター (法令運用事前確認手続) P.15
既存の特例措置の活用		
特例措置の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既にある特例措置を活用し、一定の制限の中で事業化 	新事業特例制度 (新事業活動計画の認定申請) P.21
		国家戦略特区 (特区における個別の事業認定) P.24
		各省庁の大臣特認制度等 -
規制改革に必要なデータの収集と実証		
実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証を行い、規制改革に必要なデータを収集 	規制のサンドボックス制度 P.28
新規の特例措置の創設 / 規制改革に関する要望の検討体制		
特例措置の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術等実証委員会等を通じ、その特認の中で事業化 	各省庁大臣特認制度への働きかけ / 新事業特例制度 / 国家戦略特区 P.21 P.24
		規制改革推進会議 P.35
要望提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革に関する要望を出して規制改革の促進を図る 	規制改革ホットライン P.37